

平成30年1月6日

小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

今治市健康福祉部

高齢介護課長

小規模多機能型居宅介護事業所における訪問体制強化加算の取扱いについて

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

小規模多機能型居宅介護事業所における訪問体制強化加算の取扱いについて、下記のとおりQ & A方式で要件の解釈を整理しましたのでご参照ください。

記

Q 1 訪問体制強化加算は、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（略）が提供する訪問サービス（略）の提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。」が要件となっている。これと、人員配置基準（常勤換算3：1＋訪問1）はどういう関係にあるのか。

A 1 国の基準省令を受けて作られた今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第82条より、小規模多機能型居宅介護事業所においては、日中通いサービスを行うために常勤換算で利用者3に対し1以上、それに加えて訪問サービスを行うために常勤換算で1以上の配置が必要とされています。

この人員配置基準と当該加算の算定要件である職員配置との関係について、次の2つの解釈が可能です。

①訪問サービスを行うための職員は常勤換算1以上とされているので、訪問体制強化加算を算定するためには、この部分が常勤の従業者2名となる。つまり常勤換算3：1＋常勤2で配置ができるよう職員配置の体制を整えておく必要がある（基準に追加して配置する。）。

②常勤換算3：1＋常勤換算1という人員配置基準については、変わりはない。事業所において訪問サービスの提供に当たる者のうち2名以上を常勤の従業者とすればよい。

どちらの解釈が適切かを考える上で、通所介護等の中重度者ケア体制加算が参考になります。当該加算を算定するための要件である厚生労働大臣が定める基準は次のようになっています。

イ 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（略）で2以上確保していること。（ロ・ハ略）

「指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え」という表現がとられており、基準に追加して人員配置を求める趣旨であることが明らかとなっています。このことから判断すると、小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条に規定する訪問サービスの提供に当たる者に加え（又は代えて）」等の表現はされてない以上、基準に追加して職員の配置を求める意図はなく、②の解釈が適当であると考えられます。

Q 2 では、（通い）常勤換算3：1＋（訪問）常勤換算1という人員配置基準の中で訪問サービスの提供に当たる者のうち2名以上を常勤の従業者とするとは、具体的にどういうことか。

A 2 基準条例第82条第3項により、最低でも1人は常勤の従業者が必要です。この常勤の従業者は、通い、訪問、夜勤のいずれの職員でも構いません（第82条第3項は「第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち」という表現となっており、通い、訪問、夜勤のいずれかに限定する旨の記載はない。）。したがって、この従業者が訪問サービスも行っている常勤の従業者なら、他に1名、訪問サービスも行っている常勤の従業者がいれば、加算の人員要件を満たすこととなります。

Q 3 では、管理者が介護従業者を兼務している場合に管理者を訪問サービスも行っている常勤の従業者とすれば、他に1名、訪問サービスも行っている常勤の従業者がいれば、加算の人員要件を満たすことになるのか。

A 3 管理者が介護従業者を兼務している場合に管理者を訪問サービスも行っている常勤の従業者とするのは適切ではありません。管理者は、基準条例第83条第1項により常勤であり、介護従業者を兼務すれば同時に第82条第3項の介護従業者の常勤要件を満たすこととなります。しかし、管理者は、専ら管理業務に従事する職員であり、管理業務に支障がない場合に初めて他の職務の兼務が可能となります。訪問サービスを担当し、事業所から頻回に外出するとすれば、管理業務に支障があると考えられます。したがって、この場合は、管理者以外に2名の訪問サービスも行っている常勤の従業者が必要となります。

Q 4 「訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定小規模多機能型居宅介護

事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する」とされているが、これは、常勤の従業者が訪問しなければカウントされないのか。

A 4 200回のカウントについて、訪問サービスを担当する常勤の従業者の訪問に限定する旨の記載はないため、常勤の従業者以外の従業者の訪問であっても200回のカウントに含めます。ただし、ほとんどの訪問が非常勤の従業者によって行われると、この加算の趣旨を没却させることになり適切ではありません。勤務体制を検討し、常勤従業者による訪問が一定数確保できるようにしてください。

※Q 1 から Q 4 については、同様の質問を平成27年10月19日付けで愛媛県を通じて厚生労働省に照会をかけておりますが、現在まで回答がありません。そこで、今治市で考え方を整理し、現時点でもっとも合理的と思われる解釈を示してあります。したがって、今後、これらについて、国から新たな解釈通知やQ & Aが示された場合、それに合わせて取扱いを変更させていただきますので、ご了承ください。

Q 5 通いサービスの送迎時でも訪問サービスとして提供回数にカウントできる場合があると聞いたが、具体的にはどの程度のことをすればカウントできるのか。

A 5 「通いサービスの送迎として自宅を訪問する場合であっても、介護従業者が行う身体整容や更衣介助など、当該記録において訪問サービスとして記録されるサービスについては、訪問サービスの提供回数に含まれるものである。」とされています。したがって、送迎時に家庭の状況や身体の状態から必要があり、身体整容、更衣介助、排泄介助、就寝介助等を行った場合にカウントが可能です。なお、当該訪問サービスの内容（提供日、提供足した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項）を記録する必要があります。

なお、「小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。」とされていますが、通いサービスの送迎時に声かけ等をしてもらってもそれだけではカウントできません。送迎時に見守りが行われるとは考えられないからです。ただし、登録者が通いサービスを利用しない日に安否確認のため訪問し、声かけ等した場合はカウントできます。

※これらと合わせて、訪問体制強化加算に関し、厚生労働省から発出されている通知、Q & A等を必ずご確認ください。

高齢介護課 介護保険担当 0898-36-1526
